

令和8年度

仕 様 書

事 業 名	農業集落排水事業		路 線 名		
工 事 名	原東処理区機械装置更新工事(その2)		施 工 場 所	原東地区	
区 分		設 計 額	設 計 変 更 額	変 更 請 負 額	
業 務 価 格					
消 費 税 相 当 額	10%				
設 計 金 額					

工 事 概 要	令和8年度 原東処理区における機械装置の更新(機能強化)に係る工事 対象処理区 北広島町1期(原東地区) 対象機器 【機械設備】 ・ばっ気攪拌装置 【機械設備】 ・3号中継ポンプNo.1,2 ・27号中継ポンプNo.1,2				
---------	---	--	--	--	--

特 記 仕 様 書

第 1 章 総則

第 1 節 適用

本特記仕様書に記載のない事項については、広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」によるものとする。

第 2 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあつては、9,000 万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第 1 号に必要な書類を添付して、他の公共工事（道路維持修繕業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - (1) 兼務する工事が公共工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め 5 件（災害復旧工事及び路線委託に係る件数を除く。）以内であること
 - (3) 兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
 - (4) 兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - (5) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができることなお、(4) に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 2 受注者は、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあつては、9,000 万円）以上に該当し、工事箇所が 10Km 程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第 1 号に必要な書類を添付して、他の公共工事（路線委託は含まない。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め 2 件以内であること
 - (2) 兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
 - (3) 兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができることなお、(3) に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は様式第 2 号により、承認しない場合は様式第 3 号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。

- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、様式第4号により、その承認を取消すものとする。
- (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（北広島町の休日を定める条例（平成17年北広島町条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

※ 様式については、北広島町のホームページに掲載している。
「北広島町 HP>事業者向け情報>入札・契約>入札・契約、施工関係__各種様式集」建設工事請負契約約款様式

<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/4/1167.html>

第3節 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 建設業法第26条第3項第1号の規定（以下、「専任特例1号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
- (1) 主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (2) 工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場間の移動距離がおおむね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数が3を超えないこと。
 - (4) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
 - (5) 工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
 - (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (8) 兼務する工事についても、上記(2)～(7)の要件を全て満たすこと。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと。
- 2 専任特例1号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項(2)～(8)を確認するため、施工計画書に前項(6)の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

- 3 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定（以下、「専任特例 2 号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
- (1) 建設業法施行令第 29 条第 1 項で定める者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること
 - (2) 監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
 - (4) 監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め 2 件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (5) 監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、北広島町内かつ工事箇所の間隔が 10 k m 程度であること
 - (6) 監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること
 - (7) 監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例 2 号に係る条件を満たすこと。
- 4 専任特例 2 号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、各施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
- 5 建設業法第 26 条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第 26 条の 5 第 1 項の規定を準用する経營業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
- (1) 配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
 - (2) 配置する工事現場の数が 1 であること。
 - (3) 配置する営業所と工事現場間が、1 日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね 2 時間以内であること。
 - (4) 下請次数が 3 を超えないこと。
 - (5) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1 年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。
 - (6) 工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経營業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (7) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
 - (8) 当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。
- 6 建設業法第 26 条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第 26 条の 5 第 1 項の規定を準用する経營業務の管理責任者を配置する場合には、前項(3)～(8)を確認するため、施工計画書に前項(7)の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
- 7 広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月）広島版」『第 1 編第 1 章第 3 節 1－1－3－2 現場代理人の常駐義務の緩和』によらず、次のとおり取り扱う。
- 監督職員と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場

合」として取扱う。

- (1) 請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあつては、9,000 万円）未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5) 上記(2)、(3)、(4)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

- 8 広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月）広島版」『第 1 編第 1 章第 3 節 1－1－3－3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者』の「5. 配置要件」によらず、次のとおり取り扱う。

5. 配置要件

一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第 10 条第 1 項第 2 号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。

- (1) 下請負金額の総額が 5,000 万円以上、又は設計図書において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
- (2) 請負代金 4,500 万円以上の場合、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者を専任配置する。

第 2 章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

原 東 地 区 農 業 集 落 排 水 施 設

特 別 仕 様 書

北 広 島 町

第1章 総 則

農業集落排水事業 原東地区 機能強化対策工事の施工に当たっては、広島県「土木工事等共通仕様書」を主とし、（社）公共建築協会「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」によるほか、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事の内容

1. 目 的

この工事は、農業集落排水事業（機能強化対策）北広島町1期地区の一環として、原東地区農業集落排水処理施設及び中継ポンプ施設の設備を更新するものである。

なお、本工事は施設を供用しながらの更新工事である。

2. 工事場所

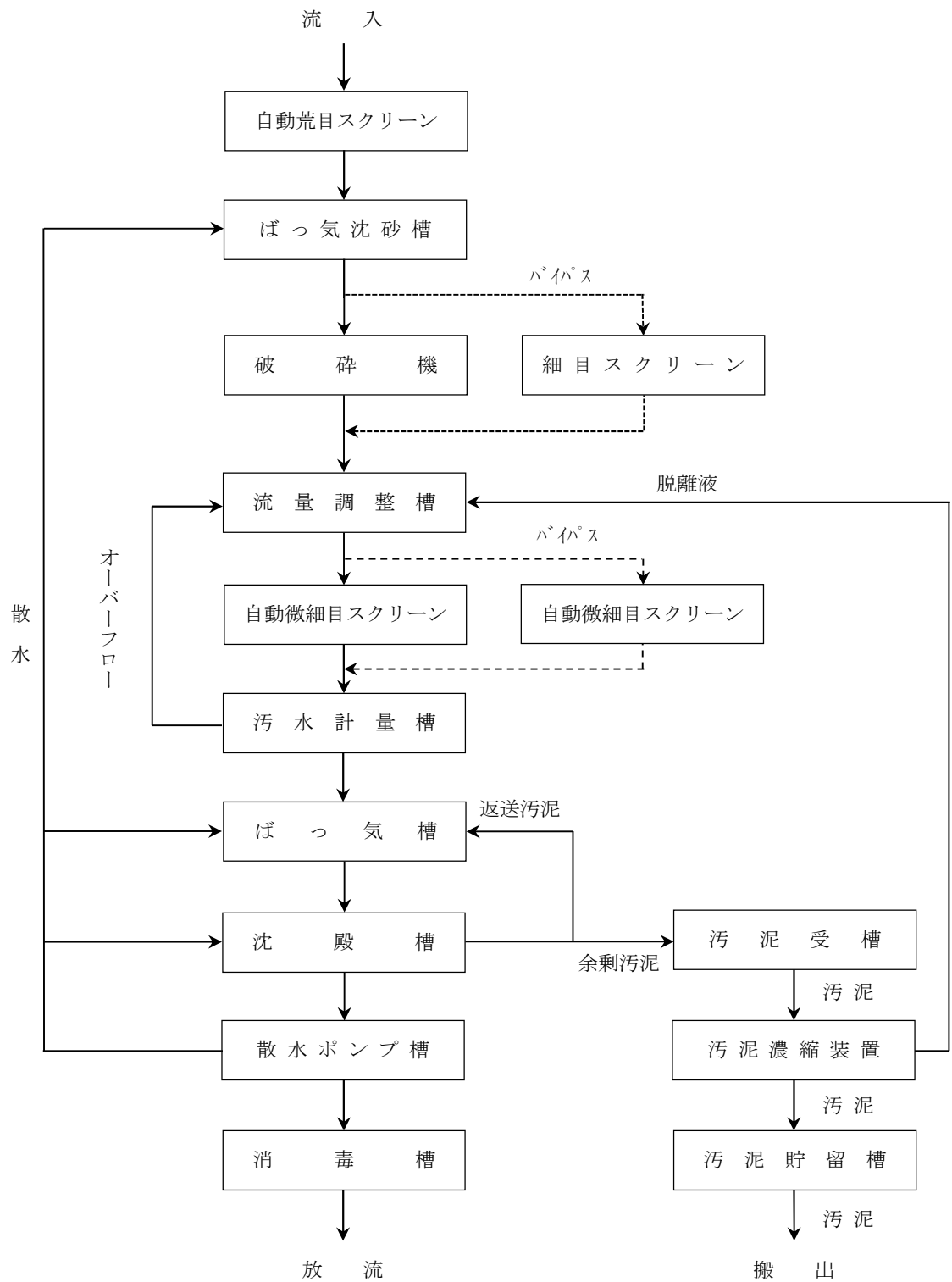
北広島町 原東地区農業集落排水処理施設
中継ポンプ施設 2箇所

3. 汚水処理施設の計画概要

- ・ 処理対象汚水 生活排水（し尿及び生活雑排水）
- ・ 計画処理対象人口 830人
- ・ 計画汚水量 225m³/日（日平均汚水量）
- ・ 計画水質

項 目	流入水質	処理水質
B O D	200mg/ℓ	20mg/ℓ
S S	200mg/ℓ	50mg/ℓ
- ・ 型式 J A R U S - X I V 型
- ・ 処理方式 連続流入間欠ばっ気方式

4. 処理工程



5. 工事範圍

原東地区農業集落排水処理施設の内、下記に示すものを工事範囲とする。

機械設備工事 一式（機器更新工事、他）

原東地区中継ポンプ施設の内、下記に示すものを工事範囲とする。

機械設備工事 一式（機器更新工事、他）

第3章 処理性能の確保

1. 処理機能の確保

- ・ 受注者は、設計図書に明示されていない処理施設の細部構造の設計、機械設備類の選択並びに配置等については、監督職員の承諾を得て実施するものとする。

この場合、受注者は、第2章第3項の汚水処理施設の計画概要及び設計図書を熟知し、所定の処理性能が確保されるよう努めなければならない。

- ・ 受注者は、設計図書に示されている汚水処理施設の構造、機械設備等について、疑義又は改善意見がある場合には、監督職員と協議し処理しなければならない。

第4章 工 期

本工事の工期には、検査期間としての 13 日間を見込んでいる。

第5章 施工体制台帳

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「施工体制台帳に係る書類の提出について」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出するものとする。

受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出するものとする。

第6章 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督職員にメール送信し、監督職員に確認の上、受注時は契約締結の日から 10 日以内に、登録内容の変更時は変更契約締結の日から 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

第7章 施工条件

1. 工程制限

該当なし

2. 部分引渡し

該当なし

第8章 現場条件

1. 関連工事

農業集落排水事業原東処理区機械装置更新工事(その1)

農業集落排水事業原東処理区機械装置更新工事(その3)

2. 第三者に対する措置

該当なし

3. 施設の運転

本工事は、施設を供用しながらの更新工事である。よって、施設の管理業者および清掃業者との連絡を密にし、供用に支障をきたさないように注意しなければならない。

第 9 章 地元説明会

受注者は、工事の施工前及び施工中、その必要な都度「地元説明会」等を開催し、住民に工事の内容、施工時期、環境対策等を説明してその協力を得るように努めるものとする。

第 10 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

本工事は、施設を供用しながらの更新工事であるので、施設自体の運転費用、汚泥引抜き費用は町の負担とする。

第 11 章 工事用材料

1. 機械・電気設備工事

- (1) 機械・電気設備の製造に用いる材料又は部品は、すべて次の規格・規準に適合したものでなければならない。

日本産業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）、給排水空調設備規格、し尿浄化槽構造基準、その他関係法令等

- (2) 機械・電気設備のうち工場で製作するものについては、製作図面を作成し監督職員の承諾を得て製作するものとする。
- (3) 原動機、ポンプ、ブロワ等の汎用製品については、製造工場試験成績表及び合格証等を添付して監督職員の承諾を受けなければならない。
- (4) 機械設備の仕様は、別紙「機械設備の仕様」のとおりである。

第 12 章 施 工

1. 機械・電気設備工事

(1) 機械設備は、全塗装を行うものとするが、ステンレス及び樹脂製品並びに原動機、ポンプ、ブロワ等の汎用製品についてはこの限りでない。

塗装の仕様は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」によるものとする。

(2) 機械・電気設備の据付配置は、設計図書並びに現場を熟知するとともに疑義を正し、詳細に内容を把握した上で処理施設の性能が十分発揮できるように行わなければならない。

(3) バルブ類をねじ込み式で布設する場合には、ニップル・ユニオン等を用いて、バルブ類の脱着可能な布設方法をとることとする。

2. 維持管理

当該処理施設の完成後の維持管理は、保守点検業者の行う巡回管理及び受益者で組織する管理組合の行う日常点検等を組み合わせた体制により行うものとしている。

したがって、受注者は、処理施設がこれら維持管理の実態に対応し、かつ、安全なものとなるよう努めなければならない。

第 13 章 施工管理

1. 施工管理

受注者は、第 1 章に示す共通仕様書によるとともに、「農業集落排水施設検査・施工管理指標(案)」（農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会）に準拠し施工管理するものとする。

2. 工事記録写真撮影

(1) 工事の施工順序に従い、監督職員の指示又は必要に応じて記録写真を整備し、工事完了後提出しなければならない。 埋設される箇所等後日確認できなくなる

箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

- (2) 撮影に当たっては、位置、構造物の種類、番号等を明示する黒板を立て、スケール等によって寸法等を表示するものとする。
- (3) 写真はカラー撮影、サービス版を原則とし、写真帳はA4版アルバムとする。

第14章 通水試運転等

1. 工事の完了に伴い、各装置の試運転を行い、各装置が正常に稼働することを確認しなければならない。
2. 配管設備は、通水、通気試験及び水圧、気密試験を行い、誤配管、漏れ等のないことを確認しなければならない。
3. 試運転は、あらかじめ監督職員と協議して作成した通水試運転等要領書に基づき実施する。
4. 試運転に当たっては、各装置の試運転を行う適切な人員を配置しなければならない。
5. 試運転には、監督職員の立会を求めなければならない。

第15章 竣工時提出物

受注者は、工事の完了に伴い、次の図書を作成し提出しなければならない。

- (1) 工事の出来形図（竣工図）
- (2) 処理施設の維持管理に必要な図書（設計諸元及び機械・電気設備等操作方法書）
- (3) 各機械設備の仕様、購入先調書、カタログ等
- (4) その他監督職員の指示するもの

第16章 官公庁等への手続等

受注者は、関係諸官庁、N T T及び電力会社に対する一切の手続きを行なうと共に、常に密接な連絡を保ち電気使用開始にあたって支障のないようにしなければならない。

これに要する費用は受注者の負担とする。

第 17 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書に明示されていない施工条件について予想することが出来ない特別な状態が生じた場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- ・ 基礎の地質
- ・ 掘削土の土質
- ・ 排水量
- ・ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現
- ・ 土捨場等及び運搬道路

第 18 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

原 東 地 区 処 理 施 設
機 械 設 備 の 仕 様

北 広 島 町

第1項 ばっ気攪拌装置（更新）

1. 使用目的

本装置は、ばっ気槽のばっ気攪拌工程における生物処理に必要な空気の供給および槽内水の混合攪拌と攪拌工程中における槽内水の混合攪拌を行うために設置するものである。

2. 仕 様

- | | | | |
|------------|---|---|--|
| 1) 型 | 式 | : | 水中エアレータ式 |
| 2) 数 | 量 | : | 2 台 |
| 3) 口 | 径 | : | φ 65 mm |
| 4) 攪 拌 能 力 | : | | 144 m ³ （槽形状6.0m幅×6.0m長×4.0m深） |
| 5) 酸素供給能力 | : | | 4.67 kgO ² /時以上 |
| 6) 電 動 機 | : | | 乾式水中型誘導電動機 絶縁E種以上
2.20 kW以下（3φ200V 60Hz 4極 インバータ制御） |

3. 主要部材質

- | | | |
|--------------|---|-----------|
| 1) ケーシング・羽根車 | : | F C 2 5 0 |
| 2) 羽根車 | : | S C S 1 3 |
| 3) 散気ロータ | : | S C S 1 3 |
| 4) 吐出ガイド | : | F C 2 5 0 |

4. 付属品

- | | | | | |
|------------|---|-------------|-----|--------|
| 1) 着床スタンド | : | S U S 3 0 4 | 1 式 | （既設流用） |
| 2) 基礎ボルト | : | S U S 3 0 4 | 1 式 | （既設流用） |
| 3) ガイドパイプ | : | S U S 3 0 4 | 1 式 | （既設流用） |
| 4) ガイドホルダー | : | S U S 3 0 4 | 1 式 | （既設流用） |
| 5) 吊上用チェーン | : | S U S 3 0 4 | 1 式 | （既設流用） |
| 6) フック | : | S U S 3 0 4 | 1 式 | （既設流用） |
| 7) 水中ケーブル | : | | | |

5. 塗 装

- | | | |
|--------|---|--------------|
| 1) 塗 装 | : | 防食塗装（メーカー標準） |
|--------|---|--------------|

6. 試験・検査

製造メーカー仕様の試験・検査を行い、検査成績書及びミルシートを提出する。

7. 特記事項

- 1) 軸封部は、ダブルメカニカルシールを使用し、中間には軸封油を密閉した構造とする。
- 2) 回転部重量及び水力スラストは、電動機の軸受で支持することを原則とする。

8. 参考

- | | | |
|------------|---|---------------------------|
| 1) 既設置メーカー | : | 阪神動力機械株式会社 |
| 2) 型式 | : | F-22型アクアレータ |
| 3) 製造番号 | : | A-6104-1、A-6104-2（平成12年製） |

原 東 地 区 ポ ン プ 施 設
機 械 設 備 の 仕 様

北 広 島 町

第1項 3号中継ポンプ（更新）

1. 使用目的

本装置は、3号中継ポンプ場に流入した汚水を後段の中継ポンプ場へ揚水するために設置するものである。

2. 仕様

- | | | | | | |
|------|---|---|----------------------|--|-------------------|
| 1) 型 | 式 | : | 水中渦流式汚水汚物ポンプ（ボルテックス） | | |
| 2) 数 | 量 | : | 2 台 | | |
| 3) 口 | 径 | : | φ 65 mm | | |
| 4) 揚 | 水 | 量 | : | 0.20 m ³ /分 | |
| 5) 全 | 揚 | 程 | : | 3.7 m | |
| 6) 通 | 過 | 粒 | 径 | : | 100 % |
| 7) 電 | 動 | 機 | : | 乾式水中型誘導電動機 絶縁E種以上
0.75 kW以下 (3φ 200V 60Hz 4極 直入れ始動) | |
| 8) 保 | 護 | 装 | 置 | : | オートカット又はサーマルプロテクタ |

3. 主要部材質

- | | | |
|--------------|---|------------------|
| 1) ケーシング・羽根車 | : | FC200 |
| 2) シャフト | : | SUS420J2又はSUS403 |

4. 付属品

- | | | | |
|------------|---|--------|--------------|
| 1) 着脱装置 | : | FC200 | 1 式/台 (既設流用) |
| 2) 基礎ボルト | : | SUS304 | 1 式/台 (既設流用) |
| 3) ガイドパイプ | : | SUS304 | 1 式/台 (既設流用) |
| 4) ガイドホルダー | : | SUS304 | 1 式/台 (既設流用) |
| 5) 吊上用チェーン | : | SUS304 | 1 式/台 (既設流用) |
| 6) フック | : | SUS304 | 1 式/台 (既設流用) |
| 7) 吸込ノズル | : | SUS304 | 1 式/台 |
| 8) 逆止弁 | : | SUS304 | 1 式/台 (既設流用) |
| 9) ボール弁 | : | SUS304 | 1 式/台 (既設流用) |
| 10) 水中ケーブル | : | | 1 式/台 |
| 11) 流入バップル | : | SUS304 | 1 式/槽 (既設流用) |
| 12) 槽内配管 | : | SUS304 | 1 式/槽 (既設流用) |

5. 塗装

- | | | |
|-------|---|--------------|
| 1) 塗装 | : | 防食塗装（メーカー標準） |
|-------|---|--------------|

6. 試験・検査

製造メーカー仕様の試験・検査を行い、検査成績書及びミルシートを提出する。

7. 特記事項

- 1) 軸封部は、ダブルメカニカルシールを使用し、中間には軸封油を密閉した構造とする。
- 2) 回転部重量及び水力スラストは、電動機の軸受で支持することを原則とする。

8. 参考

- | | | |
|----------------|-----------|------------|
| 1) 既設設置メーカー・型番 | (株) 荏原製作所 | 65DMV26.75 |
|----------------|-----------|------------|

第10項 27号中継ポンプ（更新）

1. 使用目的

本装置は、27号中継ポンプ場に流入した汚水を後段の中継ポンプ場へ揚水するために設置するものである。

2. 仕様

- | | | | |
|------------|---|---|---|
| 1) 型 | 式 | : | 水中渦流式汚水汚物ポンプ（ボルテックス） |
| 2) 数 | 量 | : | 2 台 |
| 3) 口 | 径 | : | φ 80 mm |
| 4) 揚 水 | 量 | : | 0.60 m ³ /分 |
| 5) 全 揚 | 程 | : | 16.0 m |
| 6) 通 過 粒 | 径 | : | 100 % |
| 7) 電 動 機 | | : | 乾式水中型誘導電動機 絶縁E種以上
7.50 kW以下 (3φ200V 60Hz 4極 直入れ始動) |
| 8) 保 護 装 置 | | : | オートカット又はサーマルプロテクタ
浸水探知器付 |

3. 主要部材質

- | | | |
|--------------|---|------------------|
| 1) ケーシング・羽根車 | : | FC200 |
| 2) シャフト | : | SUS420J2又はSUS403 |

4. 付属品

- | | | | |
|------------|---|--------|-------------|
| 1) 着脱装置 | : | FC200 | 1 式/台（既設流用） |
| 2) 基礎ボルト | : | SUS304 | 1 式/台（既設流用） |
| 3) ガイドパイプ | : | SUS304 | 1 式/台（既設流用） |
| 4) ガイドホルダー | : | SUS304 | 1 式/台（既設流用） |
| 5) 吊上用チェーン | : | SUS304 | 1 式/台（既設流用） |
| 6) フック | : | SUS304 | 1 式/台（既設流用） |
| 7) 吸込ノズル | : | SUS304 | 1 式/台 |
| 8) 逆止弁 | : | SUS304 | 1 式/台（既設流用） |
| 9) ボール弁 | : | SUS304 | 1 式/台（既設流用） |
| 10) 水中ケーブル | : | | 1 式/台 |
| 11) 流入バッフル | : | SUS304 | 1 式/槽（既設流用） |
| 12) 槽内配管 | : | SUS304 | 1 式/槽（既設流用） |

5. 塗装

- | | | |
|--------|---|--------------|
| 1) 塗 装 | : | 防食塗装（メーカー標準） |
|--------|---|--------------|

6. 試験・検査

製造メーカー仕様の試験・検査を行い、検査成績書及びミルシートを提出する。

7. 特記事項

- 軸封部は、ダブルメカニカルシールを使用し、中間には軸封油を密閉した構造とする。
- 回転部重量及び水力スラストは、電動機の軸受で支持することを原則とする。

8. 参考

- | | | |
|---------------|-----------|------------|
| 1) 既設置メーカー・型番 | (株) 荏原製作所 | 80DMV267.5 |
|---------------|-----------|------------|

第 1 号 請 負 工 事 費 明 細 書							
¥ 円也							
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	明細書 番 号	備 考
機 械 設 備 工 事	処理施設（原東地区）	式	1.0			M-1	R8実施
機 械 設 備 工 事	ポンプ施設（原東地区）	式	1.0			MP-1	R8実施
小 計							
消 費 税 相 当 額		%	10				
請 負 工 事 費 計							

第 M-1 号 請 負 工 事 費 明 細 書							
¥ 円也							
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	明細書 番 号	備 考
機 械 設 備 工 事	処理施設（原東地区）	式	1.0				
計							

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 37 北広島町(豊平) 00-08.06.01(0)		
諸経費体系	4 集排		
	当世代		前世代
工種 設計技術費区分 工事費端数区分 施工地域・工事場所区分	03 機械設備工事 00 率分額計上なし 01 千円未満切捨 05 中山間地域		

本 工 事 費

内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
工事費						
工場製作工						レベル 1
	1		式			
機器単体費						
ばっ気攪拌装置 水中エアレータ式 2.2kw						
	2		台			
機械設備据付工						レベル 1
	1		式			
工場製作機器運搬工						レベル 2
	1		式			
輸送費（汎用機器） 1 t 車まで、50kmまで						00
	1		式			単第 0 -0001号表
撤去工						レベル 2
	1		式			
設備機械工						00
	1		人			

本 工 事 費

内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
共通仮設費 (率分)							
共通仮設費計							
純工事費							
現場管理費							
据付間接費							
施設機械据付工							00
		3		人			
据付工事原価							
工事原価							
一般管理費率 分							

本 工 事 費

内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
契約保証費						
一般管理費計						
関連工事費						
スクラップ控除						レベル 2
	1		式			
スクラップ控除 故銃B						
	0.9		t			
工事価格						
消費税相当額						
工事費計						

施工单価表

頁0 -0006

輸送費（汎用機器）

1 t 車まで、50kmまで

单第 0 -0001号表

1 式 当り

[illegible]

施 工 单 价 表

頁0 -0007

発生材運搬
鉄くず類

单第 0 -0002号表

1 式 当り

1 t 車まで、10kmまで

[illegible]

第 MP-1 号 請 負 工 事 費 明 細 書							
¥ 円也							
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	明細書 番 号	備 考
機 械 設 備 工 事	ポンプ施設（原東地区）	式	1.0				
計							

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 37 北広島町(豊平) 00-08.06.01(0)		
諸経費体系	4 集排		
	当世代		前世代
工種 設計技術費区分 工事費端数区分 施工地域・工事場所区分	03 機械設備工事 00 率分額計上なし 01 千円未満切捨 05 中山間地域		

本 工 事 費

内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
工事費						
工場製作工						レベル 1
	1		式			
機器単体費						
中継ポンプ 3 号 水中渦流式汚水汚物ポンプ φ 65mm 0.2m3/min 3.7m 0.75kw	2		台			
中継ポンプ 2 7 号 水中渦流式汚水汚物ポンプ φ 80mm 0.6m3/min 16m 7.5kw	2		台			
機械設備据付工						レベル 1
	1		式			
工場製作機器運搬工						レベル 2
	1		式			
輸送費（汎用機器） 1 t 車まで、50kmまで	1		式			00
撤去工						単第 0 -0001号表 レベル 2
	1		式			

本 工 事 費

内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
	設備機械工						00
	普通作業員	1		人			00
		0.1		人			
据付工							レベル 2
		1		式			
	施設機械据付工						00
		2		人			
	普通作業員						00
		0.2		人			
	電工						00
		2		人			
安全費							レベル 2
		1		式			
	交通誘導員 必要日数 1 日，人員配置 2 人/日 2 7 号中継ポンプ場						00
		1		式			単第 0 -0002号表
機器費							

本 工 事 費

内訳表

頁0 -0004

[illegible]

本 工 事 費

内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
共通仮設費 (率分)							
共通仮設費計							
純工事費							
現場管理費							
据付間接費							
施設機械据付工							00
		2		人			
据付工事原価							
工事原価							
一般管理費率 分							

本 工 事 費

内訳表

頁0 -0006

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
契約保証費						
一般管理費計						
工事価格						
消費税相当額						
工事費計						

施 工 单 价 表

頁0 -0007

輸送費（汎用機器）

1 t 車まで、50kmまで

单第 0 -0001号表

1 式 当り

[illegible]

施 工 单 价 表

頁0 -0008

交通誘導員

必要日数 1 日，人員配置 2 人/日

27号中継ポンプ場

单第 0 -0002号表

式 当り

[illegible]